

一般社団法人 日本神経回路学会 特任理事規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第35条の規定に基づき、特任理事の選出・任期・再任・解任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特任理事に推薦できる要件)

第2条 特任理事は本会正会員で、以下のいずれかに該当するもので、会長により指名されたものとする。

- (1) 各委員長、大会長を務めるための余人をもって代えがたい正会員
- (2) その他、会長が必要と認める職務にあたるための正会員

(手続き)

第3条 特任理事への就任は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) 特任理事候補者は会長の指名に基づき理事会に提案される。
- (2) 理事会は特任理事候補者が本規程第2条に定める特任理事の資格を充足しており、とくにさまたげる事由のない場合、同候補者を特任理事として推薦することを、議決を経て決定する。
- (3) 特任理事の推薦が理事会で議決されたときは、会長はその旨を本人に通知し、その承諾を得、本機関誌にその氏名等を発表する。

(任期)

第4条 特任理事の任期は原則として1年とし、その改選時期を理事選挙後とする。その再任をさまたげない。

(職務)

第5条 会長の提案に基づき、理事会が決定する各特任理事の任務を行う。特任理事は所掌範囲について、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じる。ただし、理事会における議決権等一般法人法上の理事としての権利義務は有しない。

(報酬等)

第6条 特任理事は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特任理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会で定める。

(退任)

第7条 特任理事が次の各号のいずれかに該当するときは、退任する。

- (1) 特任理事が本会会員の資格を喪失したとき
- (2) 本人の申し出があったとき
- (3) その他、理事会の決議による場合

(改正)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。